

災害に備えた協定締結について

このことについて、別紙のとおり締結しましたのでお知らせします。

災害時の避難所等相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、武蔵村山市（以下「甲」という。）と東大和市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合に、相互の市民が甲又は乙の指定する避難所（二次避難所を除く。）及び避難場所（以下「避難所等」という。）を利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前の準備)

第2条 甲及び乙は、避難所等の相互利用に関する連絡担当部署をあらかじめ定め、災害発生時に備えて、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難所等の範囲)

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において甲及び乙の指定する全ての避難所等を利用することができる。

(避難者への支援)

第4条 甲及び乙は、避難所等に避難している市民に対して、それぞれの市民と同じく救護活動等の支援を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 甲及び乙は、避難所等に避難している相手方市民への救護活動等に要した経費について、相手方に負担を求めることができる。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは、避難所等の開設状況や被災者の状況に関して、速やかに情報を交換するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申出がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間においてもまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 2月20日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市

代表者 武蔵村山市長 藤野 勝



乙 東京都東大和市中央三丁目930番地

東大和市

代表者 東大和市長 尾崎 保夫

